

議事日程（開会日） 令和元年6月4日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議案第29号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 5 議案第30号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6 議案第31号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 7 議案第32号 木曾岬町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 8 議案第33号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第34号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 同意第 2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 報告第 1号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第12 報告第 2号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第13 報告第 3号 令和元年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成30年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（7名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
5番	服部 芙二夫 君	6番	三輪 一雅 君
7番	伊藤 律雄 君	8番	中川 和子 君
9番	伊藤 好博 君		

欠席議員（1名）

3番 加藤 真人 君

議場出席説明者

町 長 加藤 隆 君 副 町 長 森 清秀 君

教 育 長	山 北 哲 君	総務政策課長	伊 藤 啓 二 君
会 計 管 理 者	服 部 孝 龍 君	産 業 課 長	平 松 孝 浩 君
建 設 課 長	内 山 幸 治 君	住 民 課 長	山 田 克 己 君
福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君	税 務 課 長	藤 井 光 利 君
教 育 課 長	伊 藤 正 典 君		

事務局出席職員

事務局長 白 木 悟 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

午前 9時 0分開会

○議長（伊藤律雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、加藤真人議員は病氣療養により欠席でございますが、他の議員におかれましては、諸般何かと御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆様におかれましても、御出席をいただきありがとうございます。

今期定例会は、令和に元号が改元されて初めての定例会であり、予算会計年度についても改元日以降、国において令和元年度と称するとの申し合わせにより、当町の予算も令和元年度として執行部より提出されております。

このたびの議案は、一般会計補正予算案のほか、条例の制定、条例の一部改正案及び人事案件並びに報告案件などいずれも重要な案件が提出されており、その詳細については後ほど執行部より説明されると存じますが、議員の皆様方におかれましても、住民の負託に応えるべく十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と協力を賜りますことをお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は7名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和元年度第2回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤律雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

9番議席、伊藤好博議員、1番議席、鎌田鷹介議員の両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る5月30日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る5月30日午前10時より委員会を開催し、委員1名欠席のため委員3名の出席をいただくとともに、地方自治法の規定に基づき、議長並びに副議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和元年第2回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等についての協議をいたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審議に入りました。

説明を受けました議案名及びその内容は割愛させていただきますが、本定例会開会日に提出されます議案は、一般会計の補正予算案件3件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件2件、同意案件1件、報告案件3件の合わせて10件であります。

これらの議案について、内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、審議議案の状況を鑑み、本会議で議案を審議するものとし、会期については、本日4日から13日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、加藤町長の行政報告を行っていただきます。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に、議案第29号から議案第34号の6議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。次に、同意第2号を上程し、加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細の説明を行っていただきます。その後、質疑、討論、採決をしていただきますが、人事案件につき討論は省略することといたします。その後、報告第1号から報告第3号までを一括上程していただき、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

以上をもって令和元年第2回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略して本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は6月11日午前9時より再開していただきまして、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は3名の方が通告されており、この一般質問の取り扱いを審議しましたところ、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくことといたしました。なお、発言は木曾岬町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第29号から議案第34号までの6議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。続いて、報告第1号から報告第3号までを一括上程し、質疑を個別に行っていただきます。以上をもって11日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会閉会日は、6月13日午前9時より再開し、議案第29号から議案第34号までの6議案を一括上程していただき、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案がある議案については個別討論とし、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、令和元年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議経過報告といたします。

令和元年6月4日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審議、御苦勞さまでした。

ここで、皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日6月4日から6月13日までの10日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から6月13日までの10日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第3、行政報告を議題とします。

加藤町長より行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

風薫る新緑のさわやかな季節になってきたかと思えば、ことしの5月は真夏日どころか各地で35度を超える猛暑が続きまして、北海道では何と39.5度を記録するなど、日本列島、ことしの夏の気温や豪雨やあるいは台風が心配される所であり、しっかりと

した備えの必要性を改めて感じるところでございます。

時代も平成から令和へと改元され早くも6月を迎え、本日は、令和元年第2回木曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには早朝より御参集を賜り、まことにありがとうございます。今期定例会に上程いただきます議案は、一般会計補正予算案、条例の制定及び一部改正案など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、改元に伴う動向や近況などについて報告させていただきます。

今年、平成31年は、天皇陛下の譲位によって新天皇が御即位されるという202年ぶりの皇位継承に伴って平成から令和へと改元され、連休中の令和元年5月1日を迎えました。令和を記念して全国各地の市区町村では、婚姻届の新郎新婦が列をなしました。当町でも令和元年5月1日、2件の婚姻届がございました。また、改元に伴う情報システムへの影響について懸念する報道もございましたが、当町では、担当課である危機管理課を中心に担当職員がシステム改修の確認作業に当たりましたので、トラブルなく運用いたしております。奉祝行事、祝賀ムードの中、令和元年はスタートをいたしました。

木曾岬町は、平成の時代とともに歩み発展を続け、昨年、町制施行30周年を迎えることができました。平成の時代、当町ではさまざまな出来事がございましたが、歴史的なことと言えば、懸案であった木曾岬干拓地の県境、町境が確定し、そこに新たに新輪一丁目、新輪二丁目が生じ、メガソーラー発電事業の誘致に続いて、御案内のように、今年の2月4日から企業誘致に向けて分譲が開始されました。3月19日には三重県県庁において企業立地協定第1号を締結いたしました。

これは、名古屋市に本社を持つ株式会社ワード社で、追加用地も含めて1万5,000平方メートル余りの用地で、機械設備製作や製品組み立て工場などが予定されております。先日、社長と三重県庁担当課長が来庁され、その折に、将来的には木曾岬町へ本社を移転される予定であるとお聞きいたしております。

現在、三重県ではこれ以外の企業とも協議中ございまして、一方で、他の企業からの問い合わせもあることなどから、ワード社に続く新たな企業立地を目指しまして、引き続き三重県と連携を図り、企業の誘致活動に全力を傾注し、雇用創出や産業経済の活性化と財政基盤の安定化を図ってまいりたいと存じます。

次に、5月26日に開催されました木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトについて報告をさせていただきます。

このプロジェクトは、大規模水害における犠牲者ゼロの実現に向けてをスローガンに、国土交通省と木曾三川下流部の8市町村で構成されているものでございまして、今年は当町の町民ホールを主会場に開催されました。当日は、町の内外から250名余りの方々に

御参加をいただき、国土交通省木曾川下流河川事務所、村田所長による水防災意識社会の再構築に向けた取り組みや、気象庁名古屋地方気象台の松村台長による気象庁の取り組みについての紹介の後、東京大学大学院情報学科特任教授でございまして、防災研究の第一人者でございます片田敏孝先生より大規模水害からの犠牲者ゼロを実現するため、住民と行政は何をすべきかをテーマに講演いただきました。片田先生には、伊勢湾台風50年の年であった平成21年度にも木曾三川下流部における犠牲者ゼロのシミュレーションや動くハザードマップを作成していただき、当町でも講演いただいております。

今回の講演では、現在、片田先生が指導し、東京都江東5区で進めている大規模水害広域避難計画についての紹介や、浸水想定区域外への広域避難の必要性と犠牲者ゼロを実現するために住民と行政は何をすべきかを考え、今後は、このプロジェクトで広域避難に関する情報を広く、早く地域住民に伝えるための手法や時期などについて検討していただき、犠牲者ゼロの実現を目指していく必要があるとの提言をいただきました。

令和元年、ことしは当町に未曾有の甚大な被害をもたらした伊勢湾台風から60年を迎えました。9月1日には木曾岬町をメイン会場に、桑員の2市2町と三重県及び消防、警察などの関係機関の参加のもと、スーパー伊勢湾台風を想定した広域避難に関連した訓練や防災イベントを実施する予定でございます。例年以上に充実した避難訓練や防災イベントを計画しており、防災や命を守るための知識を深め、お互いの防災意識を高め、万が一のときに自助、共助、そして、公助が的確に機能し、迅速に実践できるように、1人でも多くの人々に参加していただきたいと存じます。

最後に、5月28日、神奈川県川崎市で起きた残虐非道な殺傷事件に、私は言葉を失いました。ただただ犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意をささげるとともに、御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。負傷された皆様や御家族を初め関係者の皆様の深い悲しみ、そして、心の傷は計り知れないものがあると思います。心からお見舞いを申し上げます。

事件を受けて、当町の対応について報告をさせていただきます。

三重県教育委員会からは5月30日付で各市町教育委員会に対し、登下校時における幼児、児童、生徒の安全確保についての通知がございましたが、当町教育委員会では、5月29日に管理職会議を開き、教育長から学校長に対し、児童生徒の安全確保を図るよう指示いたしました。

具体的には、児童生徒の下校に合わせ教職員による見守りの実施、PTAや保護者、地域住民による見守りの強化、児童生徒への防犯教育を徹底するよう要請しております。あわせて桑名警察署には警らの強化要請のほか、非常時を想定した防犯教育講習会に教職員を参加させていただくよう要請いたしました。

また、先日、5月30日に開催された木曾岬町青少年育成町民会議においても、子どもたちへの安全確保のため、学校と家庭と地域が一体となって町民全体での見守り活動の呼

びかけがなされております。犯罪のない安全安心のまちづくりと、子どもたちが伸び伸びと健やかに成長できる社会づくりのために、それぞれの分野や団体、地域の皆さんの御協力をお願いし、町ぐるみで取り組んでいかなければならないと決意を新たにいたしているところでございます。

以上のことを申し上げまして、令和元年第2回定例会に当たっての行政報告といたします。

今、行政の報告の発言中、5ページが一番最上段でございますが、私がどうも働くハザードマップを作成していただきと申し上げたようですが、正しくは動くハザードマップでございますので、訂正方、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 4 議案第 29号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）
について

日程第 5 議案第 30号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第1号）について

日程第 6 議案第 31号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第
1号）について

日程第 7 議案第 32号 木曾岬町森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 8 議案第 33号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第 9 議案第 34号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（伊藤律雄君） 日程第4、議案第29号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第9、議案第34号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6議題を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程4、議案第29号から日程9、議案第34号の6議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程4の議案第29号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正予算は、既決予算額に歳入歳出それぞれ5,200万円を追加し、予算総額を29億7,200万円とするものでございます。

その補正の主な概要を科目ごとに申し上げます。

総務費では、補助職員の雇用に係る費用と、南栄地区などから申請のございました地区集会所の修繕費補助金を計上するものでございます。

また、民生費では、国の政策に基づくプレミアム商品券の発行に係る準備経費や事務費の計上及び医療法人普照会、老健きそさきに対する介護施設等整備費補助金並びに保育料無償化に伴う準備経費などを計上するものでございます。

次に、農林水産業費では、農業用ハウス強靱化緊急事業の採択による補助金や、多面的機能支払交付金事業及び地籍調査事業費の本年度事業費確定に伴う追加予算を計上するものでございます。

商工費では、民生費と同様に、プレミアム商品券の販売に関する関連経費を計上するものでございます。

道路橋梁費では、社会資本整備交付金の確定及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の採択により、財源の更正を行うものでございます。

次に、この補正予算の歳入財源でございますが、地方譲与税におきましては、森林環境譲与税創設に伴う交付見込み額を計上するものでございます。

また、国庫補助金におきましては、消費税の増税に伴う地域住民生活等消費喚起対策補助金、子どものための教育・保育事業費補助金及び地域介護・福祉空間整備交付金などを計上したものでございます。

県支出金におきましても、多面的機能支払交付金や農業用ハウス強靱化緊急対策事業費の本年度交付額が決定しましたので、補正させていただくものでございます。

町債では、継続事業として施行を進めている町道雁ヶ地・福崎線が国の進める防災・減災・国土強靱化緊急対策事業としての採択を受けましたので、この財源として新たに地方債を発行するものでございます。これらの事業採択などにより、特定財源が確保されたため、財政調整基金からの繰入金の一部減額するものでございます。

以上が主な歳入補正予算の内容でございます。

次に、日程５、議案第３０号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、既決予算額から歳入歳出それぞれ８６万円を追加し、予算総額を５億２，２８６万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入においては、１０月の消費税率１０％への引き上げにあわせて、低所得者の介護保険料の軽減強化による介護保険料及び一般会計繰入金の補正並びに制度改正に伴う介護保険システム改修などの国庫支出金を増額補正するものでございます。

また、歳出においては、制度改正に伴う介護保険システムの改修などに係る経費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、日程６、議案第３１号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算

(第1号)についてでございますが、木曾岬干拓地の給水事業に係る事業費について、収益的収支及び資本的収支それぞれにおきまして、所要額の増額補正を行うものでございます。

次に、日程7、議案第32号、木曾岬町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理運用するために、木曾岬町森林環境譲与税基金条例を定めようとするものでございます。この条例の制定に当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、日程8、議案第33号、災害弔慰金の支給などに関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行され、災害援護資金の貸し付けに係る運用などが改正されたことにより、現行条例を改正するものでございます。

次に、日程9、議案第34号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備などに関する法律による介護保険法の改正に伴い、10月からの消費税率の引き上げによる低所得者の保険料が軽減強化されたことから、これに準じた改正を行うものでございます。

以上、上程を賜りました6議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては、所管課長がそれぞれ説明させていただきますので、何とぞ慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤律雄君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。

○議長(伊藤律雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(伊藤啓二君) それでは、ただいま上程いただきました議案についての説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第29号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。

第1条の1項でございます。このたびの補正予算、既決予算に歳入歳出それぞれ5,200万円を追加し、予算の総額を29億7,200万円とするものでございます。

2項につきましては、補正の区分及び区分ごとの金額は、第1表の歳入歳出予算補正に規定するというものでございます。

第2条は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為に追加が生じたので、第2表、債務負担行為補正に追加するものでございます。

第3条は、地方債の変更を、第3表の地方債補正に定めるというものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

このたびの補正予算の歳入は、2款の地方譲与税から21款の町債までの6款8項において補正を行い、3ページの歳出では、2款の総務費から11款の予備費までの8つの款、10の項において、所要の補正を行うものでございまして、歳入歳出いずれも5,200万円の追加補正をお願いし、補正後の予算額を29億7,200万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

このたびICT環境整備事業に対する貸借料の期間を、令和6年度までの5年間にわたり2,955万4,000円を限度に執行することを、担保することを追加するものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正でございます。

継続して進めております雁ヶ地・福崎線の道路改良工事が国の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業として認可を受けたことから、新たに防災・減災・国土強靱化対策債を発行するもので、借入れの限度額を2,600万円として加えるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従来どおりでございます。

次に、補正予算に関する説明によりまして、予算の詳細を説明させていただきます。

6ページの歳入予算の事項別明細の総括を割愛させていただきまして、7ページ、8ページより各所管課長から説明をさせていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、7ページ、8ページをごらんください。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税でございます。これにつきましては23万9,000円を補正させていただくものでありまして、国税である森林環境税の賦課は令和6年度より始まりますが、森林環境譲与税の譲与は本年度から行われることになっておりますので、このたび補正を計上させていただくものでございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、74万1,000円を追加し、1億145万5,000円とするものでございます。介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金については、本年10月の消費税10%への引き上げにあわせて軽減強化を行うものであり、介護保険料の所得段階の第1段階から第3段階までの被保険者を対象とした保険料の減額措置に伴い、追加補正させていただくものでございます。補助率は2分の1補助でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、3,408万3,000円を追加し、4,374万9,000円とするものでございます。

2 節児童福祉費補助金については、本年10月からの保育無償化に伴うシステム改修の概算委託料、条例などの例規整備支援業務委託料及び例規整備支援業務に係る派遣職員1名分の委託料に対する補助金を追加補正させていただくものでございます。補助率は100%補助でございます。

5 節地域介護・福祉空間整備交付金については、医療法人普照会、老健きそさきの非常用自家発電設備整備に対する補助金を追加補正させていただくものでございます。歳出の補正予算額と同額を計上しております。

1 1 節地域住民生活等消費喚起対策補助金については、消費税10%への引き上げにより地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、福祉健康課所管分及び産業課所管分の各種経費に必要な補助金を追加補正させていただくものでございます。補助率は100%補助でございます。

2 目衛生費国庫補助金では、97万5,000円を追加し、231万9,000円とするものでございます。保健衛生費国庫負担金については、風疹に関する対策のシステム改修費用及び抗体検査費用に係る補助金を追加補正させていただくものでございます。補助率は2分の1補助でございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 5 目土木費国庫補助金では、624万円を減額し、4,108万円とするものでございます。これは社会資本整備交付金の金額が確定したものであるものでございます。

○副町長（森 清秀君） 次の項目ですけど、危機管理課長はきょうは事業採択の関係で上京しておりますので、所管部分の説明を私のほうから申し上げます。

7 目の総務費の国庫補助金でございますけれども、これは社会保障・税番号制度システムの整備費の補助金161万6,000円を増額しようとするものでございます。当初予算の総務費の高度情報処理対策費にJ-LISの交付金を359万1,000円計上してございまして、この中に中間サーバーの次期システムを構築する負担金として161万6,000円を含んでございました。このたび、この業務に対する国の財政支援が確定いたしましたので、その額を補正するものでございます。補助率といたしましては10分10というようなこととなります。ちなみに、差額の197万5,000円につきましては、例年の特定個人情報のシステムの委任事務交付金というようなことで、財源につきましては地方交付税の需要額に算定がなされるというようなことでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 9 ページ、10 ページをお願いします。

1 5 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金では、37万円を追加し、6,041万5,000円とするものでございます。介護保険低所得者保険料軽減県負担金については、国庫負担金と同様に、本年10月の消費税率10%への引き上げにあわせて減額

強化を行うものであり、介護保険料の所得段階の第1段階から第3段階までの被保険者を対象とした保険料の軽減措置に伴い、追加補正させていただくものでございます。補助率は4分の1補助でございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 2項県補助金、3目農林水産業費県補助金、566万4,000円を増額し、3,531万6,000円とするものでございます。農業振興費補助金の農業用ハウス強靱化緊急対策事業では新たに交付申請がございましたので、必要予算を計上させていただきました。この事業は、3カ年の緊急対策に基づく補助事業で、補助額は2分の1でございます。

また、多面的機能支払事業交付金では、交付額確定による増額でございます。交付額は、国2分の1、県4分の1でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 18款の繰入金、2項2目財政調整基金繰入金、このたび1,200万円を減額し、1億3,800万円とするものでございます。1節の財政調整基金の繰入金、国庫補助金及び町債などの増額によりまして財源の確保が図られたことから、本年度の繰入額の一部1,200万円を減額するものでございます。

20款の諸収入、4項5目の雑入でございます。コピー代等、雑収入を55万2,000円増額するものでございます。

21款の町債、1項2目の土木債、このたび2,600万円を新たに追加するものでございます。継続事業として進める雁ヶ地・福崎線の道路改良工事が国の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業として認可を受けたことによりまして、この財源として新たに防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,600万円を発行するものでございます。

続いて、13、14ページの歳出の総括を割愛させていただきまして、15ページから説明させていただきます。

歳出でございます。

2款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、このたび163万5,000円を追加し、2億257万1,000円とするものでございます。13節の委託料、正職員の長期療養に伴いまして、派遣職員1名の事務委託料として163万5,000円を追加するもので、この予定期間は6カ月分でございます。

10目の諸費、41万2,000円を追加し、524万1,000円とするものでございます。

19節の補助金では、第2栄、見入地区より集会場の修繕補助金申請が提出されましたので、その補助額の見込み額41万2,000円を追加するものでございます。

以上でございます。

○副町長（森 清秀君） 12目の高度情報処理対策費でございます。歳入で申し上げま

した国庫補助金の補正にあわせまして、歳出財源の更正を行うものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、834万7,000円を追加し、2億1,510万8,000円とするものでございます。3節職員手当等から13節委託料は、プレミアム商品券事業に係る職員の時間外手当、各種郵送代、システム運用経費及び派遣職員2名分の費用を追加補正させていただくものでございます。

2目社会福祉施設費では、1,743万5,000円を追加し、5,503万円とするものでございます。13節委託料は、人事異動に伴い職員が1名減となりましたので、派遣職員1名分の費用を追加補正させていただくものでございます。

19節負担金、補助及び交付金は、医療法人普照会、老健きそさきの非常用自家発電設備に対する費用を追加補正させていただくものでございます。

17ページ、18ページへお願いします。

3目老人福祉費では、204万6,000円を追加し、1億207万1,000円とするものでございます。

23節償還金利子及び割引料は、平成30年度ホームヘルプ等利用負担金軽減事業費補助金の確定により、返還金を追加補正させていただくものでございます。

28節繰出金は、本年10月の消費税率10%への引き上げにあわせた介護保険料の軽減強化に係る繰出金148万2,000円及び介護保険システム改修費用などに係る繰出金43万円を追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、316万2,000円を追加し、2,092万7,000円とするものでございます。

13節委託料は、本年10月からの保育無償化に伴う委託料であり、システム等改修に係る概算の委託料、事務委託料は例規整備支援業務に係る派遣職員1名分の委託料及び条例などの例規整備支援業務委託料を追加補正させていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予備費では、198万円を追加し、1,544万円とするものでございます。

11節需用費から13節委託料は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした風疹抗体検査及び予防接種に係る抗体検査受診票などの印刷製本費、抗体請求事務に係る事務手数料、システム改修などの委託料に係る経費を追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） ページ、おめくりいただきまして、19、20ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費では、23万9,000円を増額いた

しまして、2,763万5,000円とするものでございます。本年度から施行されます森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。

次に、3目農業振興費、323万4,000円を増額し、1,122万6,000円とするものでございます。新たに1件の農家から交付申請がございましたので、必要となります補助額を計上させていただきました。この事業は、昨年の豪雨、台風、大雪被害などの多発と被害拡大を踏まえ、老朽化等による、より十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスの補強や暴風ネット設置等を支援するもので、3カ年の緊急対策に基づく補助事業でございます。

次に、2項農地費、2目の土地改良費では、468万6,000円を増額し、3,674万9,000円とするものでございます。委託料では、地籍調査事業に要する経費の精査を行いました。負担金、補助及び交付金では、補助額の確定により事業費を精査し、補正したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、21、22ページでございます。

6款の商工費、1項商工費、2目の商工振興費では、787万9,000円を増額補正し、1,230万9,000円とするものでございます。プレミアムつき商品券業務のうち、商品券引きかえや小売店等の支援に要する経費を計上しております。主な支出としては、需用費の印刷製本費では、町広報紙掲載やPRチラシ、ポスターの印刷代、委託料では、業務の効率化を図る観点から商工会に業務委託し実施する計画をしており、委託する概要といたしましては、該当者を900人と見込み、割引率の20%に当たります450万円や商品券、封筒等の印刷代78万5,000円、商品券の換金手数料22万5,000円、臨時職員の賃金69万円等を委託料で見込み、補正したものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費及び2目道路新設改良費では、社会資本整備交付金の確定に伴い、それぞれ財源区分の更正を行うものでございます。

1目道路橋梁維持費においては、国・県支出金164万円を減額し、一般財源164万円増額するものでございます。

2目道路新設改良費において、国・県支出金460万円を減額、地方債2,600万円を増額し、一般財源2,400万円を減額するものでございます。

○教育課長（伊藤正典君） ページ、おめくりいただきまして、9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費で、今回60万3,000円を追加し、5,650万2,000円としております。需用費において、米飯給食の配膳方法の変更に伴いおわん等の食器類を購入することにより、追加させていただくものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 11款の1項1目の予備費、このたび34万2,000

円を追加いたしましたして、209万1,000円とするものでございます。不慮の支出に備える地方自治法に定める予備費でございます。

次に、25ページをごらんください。

第2表で説明をさせていただきました債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございます。

新たにICT環境整備事業に対する賃貸借料を追加するものでございます。

27ページをお願いいたします。

このたび新たに土木債を発行いたしますので、地方債調書を変更させていただきました。内容については後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、28ページをお願いします。

それでは、議案第30号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,286万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

29ページ、30ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入では、第1款介護保険料から第8款繰入金までの3款3項において、また、歳出では、第1款総務費から第8款予備費までの2款2項において、それぞれ86万円を追加し、補正後予算額で5億2,286万円とするものでございます。

31ページの歳入歳出予算事項別明細書は、後刻お目通しいただきたいと思います。

32ページ、33ページで、歳入の説明をさせていただきます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、148万1,000円を減額し、1億3,158万8,000円とするものでございます。本年10月の消費税10%への引き上げによる介護保険低所得者保険料の軽減措置に伴い、介護保険料を減額補正させていただくものでございます。

4款国庫支出金、2項国庫負担金、6目介護保険事業費補助金では、43万円を追加するものでございます。介護保険法の改正に伴うシステム改修などの経費を追加補正させていただくものでございます。補助率は2分の1補助でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、6目その他一般会計繰入金では、43万円を追加し、1,580万7,000円とするものでございます。介護保険法の改正に伴うシステム改修などの経費を追加補正させていただくものでございます。

7目低所得者保険料軽減繰入金では、148万1,000円を追加し、196万2,0

00円とするものでございます。低所得者保険料軽減措置に係る介護保険料の軽減分を一般会計から繰り入れするため追加補正するものでございます。

次に、34ページ、35ページをお願いします。

歳出予算事項別明細書は、後刻お目通しいただきたいと思います。

36ページ、37ページへお願いします。

歳出について説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、86万1,000円を追加し、423万5,000円とするものでございます。介護保険法の改正に伴うシステム改修などに要する費用を追加補正させていただくものでございます。

8款1項1目予備費では、1,000円を減額し、221万円とするものでございます。この金額をもって歳出予算を調整させていただきます。

以上で説明を終わります。

○建設課長（内山幸治君） それでは、ページ、めくっていただきまして、議案第31号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

第1条、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条では、収益的収支の補正予算を示しております。

第1款水道事業収益では、第1項営業収益において2億1,006万円を増額し、総額3億8,758万7,000円とし、第3款水道事業費用では、第1項営業費用において2億798万円を増額し、総額3億9,042万円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の補正予算を示しており、第2款資本的収入では、負担金を7,244万7,000円増額し、総額7,465万円とし、第4款資本的支出では、建設改良費を7,172万9,000円増額し、総額8,923万4,000円とするものでございます。なお、括弧書きでは、資本的収入が資本的支出に対し不足額1,458万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収入収支調整額108万円、過年度分損益勘定留保資金1,350万4,000円で補填する旨を示しております。

続いて、3ページをごらんください。

今回の補正予算に係る実施計画となっております。詳細については、8ページ、明細書で説明させていただきます。

8ページのほうをごらんください。

8ページ、4つの表がありますが、上段2つの表は収益的収支の、また、下の2表は資本的収支について、それぞれ収入と支出をお示しております。

まず、収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、4目他会計負担金で、補正予定額は2億1,006万円です。これは企業庁の水道本管として整備する国道23号から干

拓地までの約2,500メートルのうち、本年度施行分約1,000メートルの費用を三重県から受け入れる負担金であり、支出、1目原水及び浄水費において、三重県企業庁へ支出する負担金2億798万円の財源となっております。

次に、支出ですが、3款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の31節負担金は、先の説明のとおりで、企業庁への負担金となっております。

次に、ページ下段の資本的収入及び支出でございます。

2款資本的収入、2項負担金、1目負担金では、補正予定額7,244万7,000円、これは木曾岬干拓地内に新たに整備する配水池の詳細設計の費用を三重県から受け入れる負担金であり、支出の2目配水及び給水施設費において、三重県企業庁へ支出する委託料7,172万9,000円の財源となっております。

支出の4款資本的支出、1項建設改良費、2目配水及び給水施設費の18節委託料は、先の説明のとおり、三重県企業庁への委託料となっております。

それでは、4ページのほうに戻っていただけますでしょうか。

4ページには、令和元年度の予定キャッシュフロー計算書となっております。当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示する財務指標で、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報をあらわしております。下から3行目では資金の増減額を記載しており、令和元年度末に資金が345万9,276円増加し、資金期末残高は9億3,372万9,130円になることを示しております。

次、5ページをごらんください。

令和元年度の事業は、補正予算後、執行された場合の予定損益計算書を示しております。末尾から3行目の当年度純利益では402万8,393円の損失が発生することを示しております。

6ページ、7ページをごらんください。

次の6ページ、7ページは、令和元年度末における予定貸借対照表となっております。詳細については後刻お目通しいたきますようお願いいたします。

7ページ、6、剰余金の2、利益剰余金のうち、ハが令和元年度末の未処分利益剰余金であり、先ほど5ページで説明しました損益計算書の末尾2行目の当年度純利益マイナス323万9,394円と突合することとなります。

令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続きまして、議案の第32号をお願いいたします。

木曾岬町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

木曾岬町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

下段の提案理由でございます。

森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与金を基金として積み立て、適正に管理し、運用するため、木曾岬町森林環境譲与税基金条例を定める必要があり、地方自治法第96条第

1 項第 1 号により、議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、条例の本文でございます。

第 1 条では、本基金の設置並びに用途の目的を規定するものでございます。

第 2 条では、基金として積み立てる額は一般会計の予算で定める額とすることを規定するものでございます。

第 3 条では基金の管理方法、第 4 条では、基金からの運用益金の処理方法を定め、第 5 条において、第 1 条に規定する用途目的により処分できることを規定するものでございます。

第 6 条では基金の振りかえの運用規定を、第 7 条におきましては、基金の管理に関し必要事項を規定するものでございます。

おめくりいただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、木曾岬町森林環境譲与税基金条例の制定についての説明でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第 33 号の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、利率、償還方法などについて、所要の改正を行うものとする。これに基づく災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得る必要があるということでございます。

2 ページのほうの新旧対照表で説明させていただきます。

改正案にあります保証人及び利率の第 14 条においては、第 1 項から第 3 項まで改めるものであり、第 1 項は、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができると改め、第 2 項は、災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5% とすると改め、第 3 項は、第 1 項の保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第 9 条の違約金を包含するものとする改めるものでございます。

償還等の第 15 条第 1 項は、償還方法として、年賦償還、半年賦償還、または月賦償還に改めるものでございます。

第 3 項は、保証人を削り、第 12 条を第 11 条に改めるものでございます。

1 ページに戻っていただきたいと思えます。

下段の附則の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。

続きまして、議案第34号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、低所得者の保険料の軽減強化として対象者が拡大されたことから、これに基づく木曾岬町介護保険条例の一部を改正するについては、地方自治法96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるという理由でございます。

まず、今回の改正の概要でございますが、先ほども補正予算のほうでも説明したんですけれども、所得段階の第1段階から第3段階までの保険料の基準額に対する割合の見直しに伴いまして年額保険料を改正するものであり、第1段階においては、今までの割合が0.45だったものを0.375、第2段階においては、割合が0.65だったものを0.575、第3段階においては、割合が0.75だったものを0.725に見直したことによりまして、年額保険料を改正するものでございます。

それでは、2ページのほうの新旧対照表で説明させていただきます。

改正案にあります保険料率第2条については、所得段階の第1段階から第3段階の対象者に係る年額保険料の改正であり、第2項では、第1段階の年額保険料に関して、平成30年度から平成32年度までの各年度を平成30年度に2万8,100円とするを2万8,100円とし、令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は同項の規定にかかわらず2万3,400円とするに改めるものでございます。

第3項では、第2段階の年額保険料に関して、第3項の後半部分に前項中2万3,400円とあるのは3万5,900円と読みかえるものとする改め、第4項では、第3段階の年額保険料に関して、第4項の後半部分に第2項中2万3,000円とあるのは4万5,300円と読みかえるものとする改めるものでございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。

下段の附則の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、改正後の木曾岬町介護保険条例第2条第2項から第4項までの規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前年度分の保険料については、なお従前の令によるものでございます。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 事務局の各議案の詳細な説明が終わりました。

ただいま上程いたしましたそれぞれの議案の質疑は、6月11日に行います。

ここで……。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 何ですか。

〔「議長、動議です。8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） きょうは説明でございますので。

〔「その説明に対する動議なんですけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 中川議員。

○8番（中川和子君） 議案第33号なんですが、1ページの説明欄では第14条の2項、据え置き期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率をとあるんですが、2ページの改正案の中では両方とも据え置きになっていて、措置という言葉は出てこないんですが、そのところはどうなっていますでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） この件につきましては11日に説明していただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもって、30分まで休憩いたします。ここで暫時休憩いたします。開会は10時30分からといたします。

午前10時 8分休憩

午前10時30分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第10 同意第2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、日程第10、同意第2号、木曾岬町固定資産税評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程10、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の白木悦樹氏は、令和元年6月18日をもって任期満了になりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

委員としてのこれまでの実績から納税者の代表として、公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員として御活躍いただけるものと思っております。御同意をいただきたくお願ひ申し上げます。

なお、細部につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

次の者を木曾岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

下段の提案理由でございます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員、白木悦樹氏は、令和元年6月18日付で任期満了につき、引き続き固定資産評価審査委員に選任しようとするものでございます。

選任しようとする者の住所、氏名、生年月日でございますが、住所は三重県桑名郡木曾岬町大字見入228番地、氏名が白木悦樹、生年月日は昭和26年4月12日生まれでございます。

先ほどの町長提案理由にもございましたとおり、木曾岬町固定資産評価審査委員会の白木悦樹氏でございますが、同氏は、平成28年の6月19日に選任いただき、このたび6月18日をもって任期満了となります。委員としての実績、納税者の代表として、公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員として御活躍をいただけるものと思っておりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。御同意のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第2号について、質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 中川議員。

○8番（中川和子君） 今の説明でいいますと、白木委員におかれては今回が2期目という解釈でよろしいですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） はい。委員は3年の任期でございますので、このたびが2期目でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、よって、この質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第10、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件に原案のとおり同意することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11 報告第1号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第12 報告第2号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13 報告第3号 令和元年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成30年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、日程第11、報告第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第13、報告第3号、令和元年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成30年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてまでの3議案を上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程11、報告第1号から日程13、報告第3号までの報告事項3件の提案理由を御説明申し上げます。

日程13、報告第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、平成30年度町一般会計補正予算（第4号）で繰越

明許費の承認をいただきました。議場設備操作監視機器修繕事業から町道道路改良事業までの7事業において、繰り越した業務の内容が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、平成30年度町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)で繰越明許費の承認をいただきました。総合地震対策事業において、繰り越した業務の内容が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

最後に、報告第3号、令和元年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成30年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございます。

本年3月19日に開催されました木曾岬町土地開発公社の第100回理事会において、令和元年度の事業計画及び会計予算が可決されました。また、5月20日に開催された第101回理事会においては、平成30年度の事業報告と会計決算の承認がされております。

土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により毎事業年度の事業計画及び予算・資金計画を作成し、土地開発公社の設立団体長に決算に係る財務諸表の提出が定められております。これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告させていただくものでございます。

以上、上程を賜りました報告事項3件の提案理由とさせていただきます。

なお、それぞれの細部につきましては、所管課長から説明させていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤律雄君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。

○議長(伊藤律雄君) 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長(伊藤啓二君) それでは、報告第1号をお願いいたします。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成30年度町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは、先ほどの説明のとおり、平成30年度予算を令和元年度に執行するために承認を受けました繰越明許費の事業が確定いたしましたので、地方自治法の規定により報告をさせていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

2款の総務費、1項総務管理費の事業名、議場設備操作監視機器修繕事業は、議場システムの修繕費として、また、福祉センター外づけ階段設置事業は、福祉センター屋上への

管理及び避難階段として、次に、民生費、1項社会福祉費の社会福祉施設改修工事設計業務委託費は、旧南部幼稚園・保育園の社会福祉施設への改修工事費の実施設計として、また、プレミアムつき商品券事業は、消費税増税に伴う低所得者等の対策として、また、5款の農林水産事業費、1項の農業費、被災農業者向け経営体育成支援事業は、今年の台風21号で被災した農業ハウスの救済支援として、次の2項農地費、県営湛水防除事業費は、国の最終補正で追加採択を受けた事業費に対する執行予算額を、下段の土木費、2項道路橋梁費、町道道路改良事業も、国の最終補正で追加採択を受けた事業費に対する執行予定額でございます。これら7つの事業につきましては、3月の定例会に一般会計補正予算(第4号)議案として御審議いただき、繰越明許の承認をいただいたものでございます。

おめくりいただきますと、繰越計算書の明細書を提出させていただいております。この繰越予算執行における実行予算となります。歳入財源と歳出の執行予定額、合わせまして合計1億1,023万7,000円の明細を示したものでございます。内容につきましては、補正予算説明時の事項別明細書と同様でございますので、御確認をお願いしたいと思います。

報告第1号の説明につきましては、以上でございます。

○建設課長(内山幸治君) 続きまして、報告第2号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別添のとおり報告するものでございます。これは、平成30年度予算を令和元年度に執行するために御承認を受けました繰越明許費の事業内容が確定いたしましたので、報告するものでございます。

次のページをごらんください。

繰越計算書で、1款施設費、1項施設管理費、事業名は総合地震対策事業で、国から2分の1の補助を受ける下水道関係の防災・安全、社会資本整備交付金を活用した事業でございます。金額は、翌年度繰越額は200万円でございます。内容は、さきの3月定例会で御審議していただき、繰越明許費の御承認をいただいたものでございます。

続いて、次のページをごらんください。

裏面から繰越明細書にございます。これは、繰越予算における実行予算をお示したものでございます。

報告第2号の説明については以上でございます。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 続いて、報告の第3号でございます。

令和元年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成30年度木曾岬町土地開発公社の事業報告及び会計決算報告についての説明を申し上げます。

まず、1枚おめくりいただきまして、第100回木曾岬町土地開発公社の理事会の資料

をごらんいただきたいと思います。

本年3月19日に開催されたものでございます。この資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

平成31年度、令和元年度の事業計画でございますが、この会計におきまして特段の事業計画はございません。

6ページをお願いいたします。

6ページには、平成31年度、令和元年度の会計予算の上程議案でございます。

7ページの第2条をごらんいただきたいと思います。

収入では、第2款の事業外収益の1,000円、支出では、第2款の販売費及び一般管理費の34万1,000円を予定額と定めたものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

この会計の収益的収入及び支出の明細でございます。上段の収入には、事業外収益の預金利息を1,000円計上したものでございます。

下段の支出におきましては、事業費用に土地開発公社の事務費といたしまして、委員の報酬、消耗品、コピー代、郵送料、事業委託料、法人税等、合わせて34万1,000円を計上いたしました。

9ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度、令和元年度の資金計画でございます。

次の11ページはこの会計の予定損益計算書と、12ページには予定貸借対照表で、公社が保有する資産985万7,000円の構成を示したものでございます。

13ページには、財務諸表の1つでございます会計期間内の資金の動きを示した予定のキャッシュフロー計算書を添付させていただきました。

第100回理事会で審議されました平成31年度、令和元年度の事業計画と会計予算の報告については、以上でございます。

続きまして、第101回木曾岬町土地開発公社の理事会の資料をごらんいただきたいと思います。

この理事会では、平成30年度の決算がまとまりましたことから、平成30年度分の事業報告及び会計決算報告を行うとともに、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案について御審議をいただきました。

まず、この理事会資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

平成30年度の事業報告でございますが、第100回理事会でも申し上げましたとおり、この土地開発公社の特段の実施事業が今はございませんので、理事会の決議報告をさせていただきます。30年度の理事会で行われました議決事項につきましては、6ページに記載をさせていただいておるとおりでございます。

7ページには、理事及び監事の役員に関する事項が記載をされております。

10ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度の決算書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、10ページをごらんいただきたいと思ひます。

収入につきましては、2款の事業外収入で預金利息の収入552円の決算となっております。

11ページの支出におきましては、2款の販売及び一般管理費におきまして理事・監事会の経費や書類の印刷代などの支出決算でございまして、その額の合計は23万4,159円となっております。

12ページをお願いいたします。

開発公社の1年分の資金運用表を示したものでございます。

次の13ページには、この決算の損益計算書を添付させていただきました。

最下段でございますが、当年度の純損失といたしましては23万3,607円となっております。

14ページをごらんいただきたいと思います。

この会計の貸借対照表でございまして、この公社の資産と負債、資本のバランスを示した財務諸表となっております。

15ページには財産目録を提出させていただきました。

16ページをごらんください。

こちらにも財務諸表の1つでございます、平成30年度内の資金の動きを示したキャッシュフローの計算書でございます。

18ページには、この会計決算に対する監事の監査意見を添付させていただきました。

最後に、19ページ、20ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成30年度の未処分利益剰余金の処分案でございます。

先ほど申し上げたとおり、当年度の純損失23万3,607円につきましてを、前年度の剰余金の残高543万9,041円で補填いたしまして、翌年度の繰越額を519万7,334円とする処分案を理事会において承認いただいたものでございます。

報告第3号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

各議案に関する質疑は6月11日に行います。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

午前10時53分散会

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々は、詳細説明ありがとうございました。

なお、一般質問日は6月11日午前9時から再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます、皆様、大変御苦勞さまでした。ありがとうございます。